

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【公開番号】特開2016-155880(P2016-155880A)

【公開日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-052

【出願番号】特願2016-116373(P2016-116373)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	41/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/14	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	9/127	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	47/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00			
A 6 1 K	41/00			
A 6 1 P	35/00			
A 6 1 K	9/06			
A 6 1 K	9/12			
A 6 1 K	9/02			
A 6 1 P	43/00	1	1	1
A 6 1 P	9/00			
A 6 1 P	17/14			
A 6 1 P	17/00			
A 6 1 P	29/00			
A 6 1 P	1/04			
A 6 1 K	31/137			
A 6 1 K	9/127			
A 6 1 K	9/107			
A 6 1 K	47/08			
A 6 1 K	47/10			
A 6 1 K	47/38			
A 6 1 K	9/70	4	0	1
A 6 1 K	9/70	4	0	5

A 6 1 K 9/08

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月24日(2017.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化学療法剤で治療されたまたは治療されるべき患者において、化学療法により誘導された脱毛症を低減するための医薬の製造のための、血管収縮剤及び医薬的に許容可能な送達媒体の使用であって、

該血管収縮剤がエピネフリン、ノルエピネフリン、フェニレフリン、メトキサミン、ゾルミトリプタン、テトラヒドロゾリン、ナファゾリン、スマトリプタン、アビトリプタン、リザトリプタン、アルモトリプタン、フロバトリプタン又はそれらの組合せから選択され、

該医薬が、該送達媒体中に、該化学療法により誘導された脱毛症を低減するために有効な量の該血管収縮剤を含み、

該血管収縮剤が、該医薬中の唯一の医薬活性剤である、使用。

【請求項2】

前記医薬がエピネフリンを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記医薬がエピネフリンを5mM～1500mMの量で含む、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

前記医薬がノルエピネフリンを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項5】

前記医薬がノルエピネフリンを100mM～1500mMの量で含む、請求項1に記載の使用。

【請求項6】

前記医薬がフェニレフリンを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項7】

前記医薬がフェニレフリンを10mM～5000mMの量で含む、請求項1に記載の使用。

【請求項8】

前記送達媒体が、55%のアルコール～100%のアルコールを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項9】

前記送達媒体がエタノールを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項10】

前記送達媒体がプロピレンジコールを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項11】

前記送達媒体がエタノール及びプロピレンジコールを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項12】

前記送達媒体が水、エタノール及びメントンを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項13】

前記送達媒体が水、エタノール及びジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項14】

前記送達媒体が水、エタノール及びプロピレングリコールを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項15】

前記送達媒体がラウリル硫酸ナトリウム及びメントン更に含む、請求項14に記載の使用。

【請求項16】

前記医薬が前記患者の皮膚へ局所投与される、請求項1～15のいずれか1項に記載の使用。